



2023年4月27日

各 位

会社名 マブチモーター株式会社  
代表者名 代表取締役社長 COO 谷口 真一  
(コード番号6592 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員経営企画本部長 渡辺 広昭  
(TEL. 047-710-1127)

## 当社管理職層に対する信託型株式交付制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の管理職層を対象とする信託型株式交付制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本日開催の取締役会において、本制度の導入に伴う自己株式の処分について決議を行いました。自己株式の処分にかかる詳細については、本日発表いたしました、「株式付与E S O P信託の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 本制度の導入について

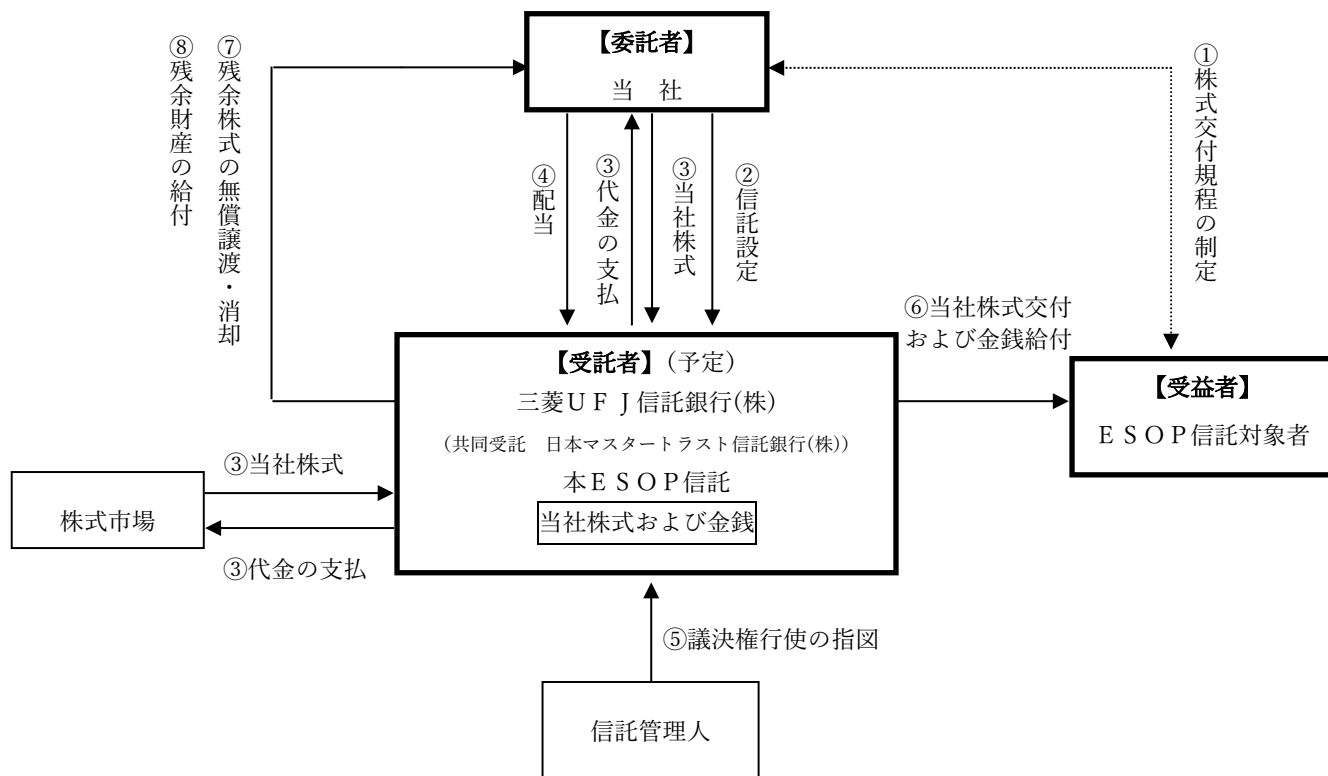
- (1) 当社は「国際社会への貢献とその継続的拡大」という経営理念のもと、小型直流モーターを通じた課題の解決により、「全ステークホルダーの幸せへの貢献の継続とその拡大を目指す」ことを長期経営方針としております。これからも事業活動を通じて国際社会が抱える課題の解決に貢献し、持続的に企業価値を向上していくために、会社幹部として事業活動を牽引する立場である管理職層が中期経営計画の達成および企業価値向上への意識をより高く持つためのインセンティブ・プランとして、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度は、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P信託」という。）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランです。

当社は、管理職層のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することによりE S O P信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社管理職層に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）または株式市場から取得します（本制度の導入に際しては、当社（自己株式処分）から取得します）。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中における会社業績および個人業績等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、当社管理職層の在職時および退職時に交付および給付（以下「交付等」

という。) します。

本制度の導入により、当社管理職層は、当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、当社管理職層の勤労意欲を高める効果が期待できます。

## 2. 本制度の仕組み



- ①当社は、E SOP信託の導入に関して取締役会において株式交付規程を制定します。
- ②当社は、受益者要件を充足する当社管理職層を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ③本信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します（本制度の導入に際しては、当社（自己株式処分）から取得します）。
- ④本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、信託管理人の指図に従って議決権を行使します。
- ⑥信託期間中、株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社の管理職層は、グレード・会社業績および個人業績に応じて一定のポイント付与を受けた上で、当該ポイント数に応じて、当社株式等の交付等を受けます。
- ⑦信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式交付制度として本信託を継続利用するか、本信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社お

よびE S O P信託対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足するE S O P信託対象者への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| ② 信託の目的   | 当社管理職層に対するインセンティブの付与   |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）  |
| ⑤ 受益者     | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者  |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）   |
| ⑦ 信託契約日   | 2023年5月15日（予定）   |
| ⑧ 信託の期間   | 2023年5月15日（予定）～2027年5月31日（予定）<br>※当初信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行うことによりE S O P信託を継続する場合、以降の信託期間は3年間とする予定 |
| ⑨ 議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権の行使します  |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑪ 取得株式の総額 | 458,376,000円   |
| ⑫ 株式の取得日  | 2023年5月18日   |
| ⑬ 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得   |
| ⑭ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑮ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。   |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上